

PRJ1110019177 号-5

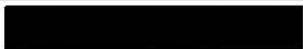
日本原燃株式会社 殿

2019年9月19日

ロイド・レジスター・グループ
インスペクションサービス 事業

2019年度 第1回定期監査 報告書 (その5) 監査室の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4-108
監査名	2019年度 第1回定期監査	
監査対象部門	(その5) 監査室	
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館	
監査実施日	2019年8月9日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド) 	

2. 2019年度 第1回 定期監査の視点

2.1 背景およびこれまでの状況

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド（以下、LRと記す）は、日本原燃(株)に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で定期監査を実施して参りました。これまでの一連の監査では、「品質保証体制の改善策（以下、「改善策」と記す）」および、2009年1月に再処理工場での「高レベル廃液の漏えい」事象を受けて策定された「安全基盤強化に向けたアクションプラン(以下、「アクションプラン」と記す)」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当てると共に、各部門の日常的な品質保証活動が「改善策」の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力してきました。

その結果、「アクションプラン」の総括、「改善策」の成果を反映した日常業務活動、品質マネジメントシステム（以下、QMSと記す）の対応状況など、監査対象である個々の活動は風化・形骸化することなく定着し、自律的改善が展開されている状況より、全体と

しては QMS が各部署に浸透し、定着している健全な状態と見受けられる旨の評価を行いました。

一方、日本原燃(株)において、2018 年度第 3 回保安検査で「核燃料物質により汚染された物品の不適切な管理について」指摘を受けるなど、いまだ改善の取り組みは途上にあるとされたことに鑑みて、LR は QMS の活動状況の妥当性について 2019 年度の定期監査を実施することになりました。

2. 2019 年度 第 1 回定期監査の対応方針

今回は、これまでの QMS の活動および定着の状況に関する監査として、内部監査および第三者監査でも十分に確認していない項目という観点および第三者機関の知見を有効に活用するという観点から、これまでに発生した品質不正事案の対策を踏まえ実施している、保全計画の策定に関連するプロセスについて監査を行いました。

具体的には、予備品など保全に用いる調達製品の保存の状況、計器等の監視機器の校正を確認すると共に、2017 年度に発生した電波法の違反に端を発する法令遵守に関する、法令要求事項のレビュー（官公庁への申請、届出等を除く）が機能していることおよび現場での法令遵守の状況を主に確認しました。

以上の対応方針をもとに、2019 年度 第 1 回定期監査の実施事項を表 1 に示します。

表 1 2019 年度 第 1 回定期監査の実施事項

監査実施項目
(1) QMS 活動の実施状況
① 調達製品の保存（予備品・貯蔵品）
② 監視機器および測定機器の管理
③ 業務に対する要求事項のレビュー
④ 法令遵守の状況
(2) その他（個別）
① 品質目標の達成状況（緊急被ばく医療体制の整備）
② 内部監査の実施状況
(3) 前回までの監査結果(指摘事項等)のフォローアップ状況

なお、受審対象部門(各事業部、各本部、室)によっては、表 1 中の全ての項目を監査対象にする必要が無いことから、対象部門毎に実施する項目を表 2 に整理しています。

表 2 対象部門に対する監査実施項目

対象部門	表 1 中の監査実施項目の番号						
	(1)				(2)		(3)
	①	②	③	④	①	②	
再処理事業部・ 技術本部	○	○	○	○	—	—	—
濃縮事業部	○	○	○	○	—	—	—
埋設事業部	—	○	○	○	—	—	—
安全・品質本部	○	○	○	○	○	—	—
監査室	—	—	—	—	—	○	—

注 1) : 監査実施項目の内、受審部署が関与していない項目は監査対象から除外しました。

3. 監査の態様

監査は、文書監査と実地監査で構成しますが、実地監査を主体に行いました。ただし、監査実施項目の中で事前査読が必要な特段の文書があれば、事務局経由で送付していただき、文書監査の対象に組み入れるものとなりました。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準などが適切に文書化されていることを確認するものです。ただし、今回の監査では、詳細な内容把握が必要な標準類が実地監査の過程で提示された場合は、必要に応じて文書監査を行うこととしました。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、PDCA 展開状況の評価を行うものです。

実地監査では「実態を把握する」ことが重要であり、受審部署によって事前に準備された状況を見るのでは意義が薄いものとなります。したがって、受審部署が実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要するとしても、可能な限り抜き打ち性に注力しました。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要です。今回の監査では、下記を監査基準としました。

- ◆ 全社品質保証計画書、および下位の社内標準類
- ◆ JEAC4111-2009（日本電気協会）（諸活動の底流として）

5. 監査結果の評定

監査結果については、監査項目ごとに所見を表示しました。

なお、監査過程で気づいた事項は、以下の区分に基づいて評定しました。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査では客観性を重視して2名1組のチームで対応し、1名が司会進行役を務めました。

7. 監査結果

監査室に対する監査実施項目は、上記2項 表1に示した通りであり、このたびの被監査部署は1部署でした。

監査結果を添付1に、今回の監査における提言事項を添付2に、良好事例を添付3に、そして、監査日程と出席者を添付4に示します。

総合所見は、下記の通りです。数少ない部署でのサンプリング方式による監査の限界により、ある特定の場면을観察したという一面を表したものですが、大綱的には実態をとらえていると考えられます。

7.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明だけではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めました。時間の制約範囲において、2項の表1の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」および「観察事項」は観察されませんでした。なお、1件の「提言事項」を提起しましたので、詳細については添付2(提言事項)をご参照ください。

7.2 「良好事例」

日常活動の中で、PDCAを展開して、さらなる改善あるいは新たな仕組みの構築が進められています。こうした気運の中で、印象深く感じ、かつ、他部署に対しても参考となる1件の「良好事例」を添付3に示しました。さらなる自律的改善が図られている事例としてご参照ください。

7.3 監査実施項目に対する個別所見

(1) QMS 活動の実施状況

- ①調達製品の保存(予備品・貯蔵品)
- ②監視機器および測定機器の管理
- ③業務に対する要求事項のレビュー
- ④法令遵守の状況

監査室は上記の①～④は監査の対象外です。

(2) その他(個別)

- ①品質目標の達成状況

監査室は監査の対象外です。

- ②内部監査の実施状況

内部監査に係る一連の手続きとして、内部監査要則に基づいて監査計画が行われ、被監査部門ごとの監査実施計画による監査チーム/監査項目/監査方針/監査方法などの明確化、ならびに各種チェックリストによる質問項目と確認すべき客観的証拠の整理が行われていることから、監査前の準備は的確なものと判断されます。

特に、監査計画の策定に際しては、前年度の内部監査結果などの各種情報源をもとに被監査対象部門の特異点が整理されており、まとめられた監査計画書は監査活動で最も重要とする監査プログラムに相当するものです。

また、監査は被監査部門ごとに資格付けされた監査要員によって行われ、その結果が監査報告書としてまとめられております。監査で提起された事項に対しては予防処置要求書兼報告書によって処置計画と報告ならびに妥当性確認が行われ、最終的に総括報告書がまとめられていることを確認しました。

一方、報告徴収命令に対する一連の改善活動を通じて監査の質的向上が行われ、更に JIS Q 19001 に基づく監査の原則に照らした客観性の確保などについても評価が行われていることから、内部監査の適切性が維持されているものと判断します。

なお、内部監査で提起された事業部の弱みと推定原因の取扱いについて提言しました。

(3) 前回までの監査結果(指摘事項等)のフォローアップ状況

監査室は監査対象外です。

8. 終わりに

7.3 項の監査実施項目に対する個別所見で述べたとおり、監査室による内部監査の実施状況は良好であると判断します。一方、これらの内部監査活動の能力に更なる確信を持つために以下について配慮が望まれます。

提言事項として触れましたが、2018 年度の内部監査において再処理事業部の“弱み”が提起され、これに対して監査側が監査報告書で推定原因を示唆しております。そのこと自体は監査室が事業部と一体となって改善に向かう姿勢が感じられる前向きな活動ですが、“弱み”は受け止め方によって評価が異なり、かつ、客観的な証拠を示すことは必ずしも容易ではない事象であることから、一連の内部監査活動で完結させることに違和感を覚えるものです。今後もこの種の提起をする場合は、例えば、「監査活動を通じて導き出された所見」などのように、監査報告書から独立した別途の形態で被監査側の弱みや推定原因などを提起するよう提言します。

また、品質監査グループは、すべての本部・事業部の活動を俯瞰的に眺めることができる立場であることから、同一の業務や活動に対して本部や事業部、あるいは部署によって取り組み方に違いがあることを容易に気づくことができる組織です。被監査部署の“弱み”のみならず、組織を横断的に監査する利点を活かし、効率的な業務運営についても視野に入れ、全体としてマネジメントシステムが効果的に実施され、維持されていることの確認ができるものと思われまます。

終わりに、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編 (PRJ1110019177 号-0) に記載しますので、ご参照ください。

以上

2019 年度 第 1 回定期監査結果

(監査室)

被監査組織ごとの監査結果を記載しました。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応しています。

2019年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	監査部 品質監査グループ	
監査実施日	2019年 8月9日	監査員： XXXXXXXXXX
<p>(1) QMS 活動の実施状況</p> <p>① 調達製品の保存（予備品・貯蔵品） ② 監視機器および測定機器の管理 ③ 業務に対する要求事項のレビュー ④ 法令遵守の状況 監査室は上記の①～④は監査の対象外です。</p> <p>(2) その他（個別）</p> <p>① 品質目標の達成状況 監査室は監査の対象外です。</p> <p>② 内部監査の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆内部監査に係る一連の手続きは、監査時点で有効だった版の「内部監査要則」（資料①）に基づいて実施されております。 ◆2018年度の「監査計画」（資料②）は、前年度の「監査総括」（資料③）で提起された反省点が反映されており、PDCA 展開が適切であることを確認しました。また、監査計画の策定に際しては、保安検査での気づき、前年度の内部監査結果などの各種情報源をもとに被監査対象部門の特異点が整理されており、JEAC4111-2009 の 8.2 項に適合した活動の一部ととらえることができます。 ◆監査に際しては、被監査部門ごとの「実施計画書」（資料④）で監査チーム／監査項目／監査方針／監査方法などを明確にし、また、「チェックリスト」（資料⑤および⑥）で質問項目と確認すべき客観的証拠などを明確にしておりますが、これらの文書によって監査チーム内の意識合わせが効果的にできるものと見受けられます。 ◆監査結果は部門ごとの「内部監査報告書」（資料⑦）にまとめられ、「予防処置要求書兼報告書」（資料⑧）によって被監査部署による処置計画と報告ならびに品質監査グループによる妥当性確認が行われていることを確認しました。 ◆内部監査に関与した要員は要則で定められた資格要件を満たしており、「監査員リスト」（資料⑨）に登録されていることを確認しました。また、3年間の資格有効期限後の延長のための監査実績が「記録」（資料⑩）されております。 ◆内部監査の質的向上や客観性の確保などについては、「報告徴収命令に係る一連の改善活動の状況」（資料⑪）ならびに監査の原則に照らした「内部監査活動の実態に対する評価」（資料⑫）が適切に行われていることを確認しました。 <p>なお、添付2の提言事項1を参照ください。</p> <p>(3) 前回までの監査結果のフォローアップの状況 監査室は監査の対象外です。</p>		（参照文書・記録など） <div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%; min-height: 400px;"></div>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>内部監査は、内部監査要則に基づいて計画・実施されていることが各種エビデンスによって明らかであることから、懸念される事象は観察されません。良好です。</p>		

監査における 提言事項

・ 定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

<提言事項>

1	被監査側の弱みとその推定原因について
関連部門	監査部 品質監査グループ
<p>2018年度の内部監査において再処理事業部の“弱み”が提起されておりますが、“弱み”は受け止め方によって評価が異なり、かつ、客観的な証拠を示すことが必ずしも容易ではない事象であることから、監査のアウトプットに含めることに無理が感じられます。</p> <p>2019年度も引き続きこの種の提起を行う場合は、監査報告書から独立した別途の形態で提起することをご検討ください。</p>	

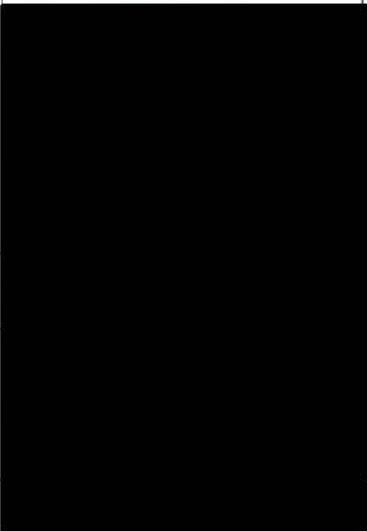
監査における
良好事例

「自律的改善が行われている状況を監査チームは監査過程の随所で観察しました。その中でも、特に印象深く、他部署にとっても参考となる内容を「良好事例」として記載しました。

<良好事例>

1	自らの業務の適切性に対する自律的評価
関連部門	監査部 品質監査グループ
内部監査に求められる客観性の確保の視点を含め、自らの内部監査の適切性について監査の原則に照らした評価が行われております	

2019年度第1回第三者定期監査スケジュール(監査室)

月	日	曜日	時刻		時間	被監査部門	被監査部署	出席者 (被監査側対応者)	実施場所
			自	至					
8	9	金	10:00	10:04	0:04	監査室	監査部 品質監査 G		事務本館 206 会議室
			10:04	11:42	1:38				
			13:00	15:30	2:30		—		
			15:37	16:02	0:25		監査部 品質監査 G		
							事務局 (監査室監査部)		